

事業者向け地球温暖化対策推進事業 公募要領

1 委託内容

県内の事業者を対象として、省エネ等の取組による温室効果ガス排出量削減の取組の促進を図るため、セミナーの開催等を通じて事業者の取組の支援を行う。

※詳細は、「事業者向け地球温暖化対策推進事業業務委託仕様書」のとおり

2 委託金額の上限

1,223,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

3 委託期間

契約締結日から平成32年2月28日（金）まで

4 応募できる資格条件

(1) 宮崎県内に活動の拠点を有し、事業者に対し、省エネ等の取組方法をはじめとする温室効果ガス排出量削減対策の情報提供や普及啓発活動等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを有すること。

(2) 特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から情報提供、アドバイス・コーディネート等を行えること。

※なお、上記条件を満たす範囲内で、複数の団体が共同で事業を実施すること、外部の専門家・有識者等と連携して事業を実施することも可能とする。

(3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

5 企画コンペの実施方法

(1) 事前説明会の実施

日 時： 平成31年4月15日（月） 午前11時00分から

場 所： 宮崎県庁 7号館 2階会議室

※事前説明会の出欠にかかわらず応募することは可能です。

(2) 提出書類（各2部）

①企画提案書（様式1）

②業務実施体制（様式2）

③法人・団体の概要・業務実績（様式3）

④実施計画（様式4）

⑤業務見積書（様式5）

⑥定 款 等 ア法人の場合：定款、事業年度終了後、所轄庁に提出している書類のうち、前年度の事業報告書、収支計算書及び役員名簿

イ団体の場合：団体規約等上記、法人に準ずる資料（事業報告、収支決算計算書、役員名簿等）

(3) 提出期限

平成31年4月24日（水） 午後4時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(5) 選定方法

プレゼンテーション方式とし、提出された企画案について、総合的に審査の上、業務の委託先を決定する。(プレゼンテーションの日時等につきましては、応募者へ後日、改めて連絡します。)

(6) 結果通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず通知します。

6 スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 実施公告 | 平成31年4月 2日 (火) |
| (2) 事前説明会 | 平成31年4月15日 (月) |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 平成31年4月24日 (水) |
| (4) プレゼンテーションの実施 | 平成31年5月 8日 (水) 予定 |

7 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約
(性質又は目的が競争入札に適しないもの)

8 契約保証金

宮崎県財務規則第101条第2項各号の規定に各号に該当する場合は免除

9 その他

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担となります。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更することがあります。
- (4) 提案内容についての質疑は、質問書(様式任意)をFAX、E-mailまたは持参することにより4月17日(水)まで受け付けます。
- (5) 決定した提案者と業務打合せを行い、委託契約を締結します。

10 書類提出先及び問い合わせ先

宮崎県 環境森林部 環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当

電話：0985-26-7084 FAX：0985-26-7311

E-mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp